

**GREEN×EXPO 2027神奈川県出展運営等業務委託
企画提案募集要領**

1 構成の趣旨

本公募型プロポーザルは、2027年国際園芸博覧会（正式略称：GREEN×EXPO 2027）における神奈川県出展の運営等業務を委託するにあたり、広く提案を公募し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として特定することを目的とし、その募集手続等の必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

GREEN×EXPO 2027神奈川県出展運営等業務委託

3 業務目的・内容

「GREEN×EXPO 2027神奈川県出展運営等業務委託 仕様書」のとおり

4 業務期間

本委託の業務スケジュールは、以下のとおり予定している。

業務期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日
------	---------------------

5 委託上限額

総額 2,438,342,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における委託上限額は、次のとおりとする。

令和8年度：1,203,164,000円

令和9年度：1,235,178,000円

なお、各区分の目安は次のとおりとする。

各区分の業務内容は、「GREEN×EXPO 2027 神奈川県出展運営等業務委託仕様書」を参照すること。

- (1) 事務局設置・運営及び維持管理関連業務 1,919,687,000円
- (2) 催事管理運営等業務 421,246,000円
- (3) その他 97,409,000円

※ 各年度の委託上限額を超える見積額で提案した者は失格とする。

※ 受注者が業務を遂行するに当たり必要となる一切の経費は、契約金額に含まれるものとし、県は契約金額以外の費用を負担しない。

6 担当部署

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課 国際園芸博覧会推進室 出展事業グループ

〒231-8588（住所の記載を省略できます。）

神奈川県横浜市中区日本大通1（新庁舎3階）

電話 045-285-0373

メールアドレス：hanahaku.tu3k@pref.kanagawa.lg.jp

7 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体であること。

なお、共同企業体で参加する場合、共同企業体として満たしていればよいものとする。また、共同企業体の場合、各構成員が単独団体又は他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに重複して応募することはできない。

- (1) 大規模国際イベント（例：国際博覧会、国際園芸博覧会、博覧会協会や国際競技団体が主催する同等規模の国際イベント）において、元請け又は共同企業体の構成員として管理運営業務（施設維持管理を含む。）の実績を有すること。
- (2) 大規模国際イベント（例：国際博覧会、国際園芸博覧会、博覧会協会や国際競技団体が主催する同等規模の国際イベント）において、元請け又は共同企業体の構成員として造園の維持管理・運営業務等の実績を有すること。
- (3) 参加者（共同企業体である場合は、その各構成員）は、神奈川県競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者又はその営業を継承したと認められる者であって、資格者名簿において担当する業務ごとに次の表に掲げる営業種目に登載されているものであること。

また、知事が認定した等級格付及び所在地の要件は、次の表のとおりとする。

なお、共同企業体について、構成する者は次の表に掲げる条件の営業種目のいずれかに登載されればよいものとし、共同企業体で全ての条件を満たすこと。

担当する業務	資格者名簿における営業種目（コード）	知事が認定した等級格付及び所在地
全体運営業務	催事関係業務（530 細目：運営（技術的な業務を含む。））	催事関係業務の等級がA若しくはB
造園管理業務	造園工事（230）	造園工事の等級がAで、県内に本店、受任地、支店のいずれかがある者

- (4) 次のいずれにも該当すること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- イ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 本募集要領に示す業務を履行する能力を有すること。
- エ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。
- オ 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）していること。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

ク 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。

8 事業者選定スケジュール

事業者の選定は、次の日程で行う。

募集要領等資料の公表（公告）	令和8年2月17日
補足説明資料提供申込書兼守秘義務誓約書の提出期限	令和8年2月24日
参加意思表明書兼誓約書の提出期限	令和8年2月24日
質問書の受付期限	令和8年2月24日
業務説明会の参加申込期限	令和8年2月24日
業務説明会の実施	令和8年2月25日
質問書に対する回答	令和8年3月2日
企画提案書の提出期限	令和8年3月13日
プレゼンテーション審査	令和8年3月24日（予定）
提案書の評価結果等の通知	令和8年3月下旬
契約の締結	令和8年4月中

※応募状況等によって、日程を変更する場合がある。

9 参加手続

本業務の受注を希望する代表者は、以下の手続きに従うものとする。

（1）募集要領等資料の公表

募集要領等資料は、「かながわ電子入札共同システム」で公表する。

（2）参加意思表明書兼誓約書の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、必ず参加意思表明書兼誓約書（様式1）を提出すること。共同企業体で参加を希望する者は、構成員一覧（様式2）と構成員連絡先一覧（様式3）を併せて提出すること。参加意思表明書兼誓約書の提出がない者の参加は認めない。

ア 提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

電子メール、持参又は郵送（郵送の場合、令和8年2月24日（火）必着。）

ウ 提出場所

「6 担当部署」に同じ。

(3) 補足説明資料の提供

「参加意思表明書兼誓約書（様式1）」及び「補足説明資料提供申込書兼守秘義務誓約書（様式4）」を提出した者に県出展の検討状況等に関する補足説明資料を開示する。

なお、補足説明資料は、原則として、業務説明会（令和8年2月25日（水）開催）にて配布するが、やむを得ず、業務説明会に出席できない場合には、「6 担当部署」へ連絡することとし、補足説明資料は電子メールで配布する。また、補足説明資料は、発注者の了解なく公表又は使用することはできない。

ア 提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時まで

イ 提出方法

電子メール、持参又は郵送（郵送の場合、令和8年2月24日（火）必着。）

ウ 提出場所

「6 担当部署」に同じ。

(4) 業務説明会の開催

上記(2)及び(3)を提出した者に対して、次のとおり本プロポーザルに関する業務説明会を開催する。参加を希望する者は、「説明会参加申込書（様式5）」にて申し込むこと。

ア 日 時：令和8年2月25日（水）午前10時～12時頃（予定）

イ 場 所：神奈川県庁本庁舎5階 共用会議室（オンライン参加不可）

ウ 申込期限：令和8年2月24日（火）午後5時まで

エ 提出方法：電子メール、持参又は郵送（郵送の場合、令和8年2月24日（火）必着。）

オ 申込先：「6 担当部署」に同じ。

※1 事業者当たりの出席人数は最大3名までとするが、申込状況等により人数を制限させていただく場合がある。

※説明会に出席しない場合でも、本プロポーザルへの応募は可能とする。

(5) 質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和8年2月24日（火）午後5時まで（必着）

イ 質問方法

仕様書等に関する質問は、質問書（様式6）を電子メールにて提出すること（その他の方法による質問は受け付けない。）。

ウ 質問の回答

質問への回答は、令和8年3月2日（月）までに県ホームページにて行う。

エ 提出場所

「6 担当部署」と同じ。

(6) 企画提案書の受付

ア 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、令和8年3月13日（金）必着）

ウ 提出場所

「6 担当部署」と同じ。

エ 提案に当たって提出する書類

- (ア) GREEN×EXPO 2027神奈川県出展運営等業務委託企画提案書（様式7）
- (イ) 企画提案書表紙（様式8）
- (ウ) （共同企業体の場合）委任状（様式9）
- (エ) （共同企業体の場合）「GREEN×EXPO 2027 神奈川県出展運営等業務」に係る業務委託共同企業体協定書（様式10）
- (オ) 同種業務の履行実績届（様式11）
- (カ) 業務実施体制（様式12）
- (キ) 事業者の概要に関する調書（様式13）
- (ク) 事業実施に関する企画書（様式14）
- (ケ) 経費見積書（項目ごと及び各年度別の金額が確認できる内訳明細を含む（任意様式））
 - a 宛名及び発行（提出）日を必ず記載すること。
 - b 宛名は、「神奈川県知事」とすること
 - c 選定に当たっては、契約希望金額は、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額となるので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者、免税事業者を問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとする。
 - d 仕様書に記載された項目ごとに、必要な費用を記載すること。さらに算出根拠の妥当性が判断できるように、人件費などは単価×工数など積算詳細を記載すること。
 - e 法人名、住所、代表者（役職、氏名。押印不要）、本件責任者及び担当者（氏名、連絡先）を記載すること。
- (オ) 提出部数 7部（1部正本、残り6部は複写でも可）
 - (ア) 各様式の正本には、応募者（共同企業体の場合は共同企業体、単体の応募者の場合はその者）の名称を記載すること。
 - (イ) 各様式の副本には、応募者の名称、応募者を類推できるロゴマーク等を記載しないこと。

(ウ) 必要要件が的確にわかる既存資料があれば、各様式に「別紙〇〇のとおり」と記載し、資料（A4判10枚以内）を添付することも可とする。

(7) 参加の辞退

参加表明書等提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式15）を提出すること。

ア 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時まで

イ 提出方法

電子メール、持参又は郵送（郵送の場合、令和8年3月13日（金）必着）

ウ 提出場所

「6 担当部署」に同じ。

(8) その他留意事項

ア 企画提案募集の応募に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出された提案書等の著作権は応募者に帰属するが、公表、その他県が必要と認めるときは、応募者の了解を得た上で、県はこれを使用できるものとする。

イ 提出する書類は、書面に本件にかかる責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先を記載すれば、代表者印の押印は要しない。

ウ 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ 参加意思表明の手続きを行わず、提案書の提出を行った場合は無効とする。

オ 提出された書類は、原則として返却しない。

カ 提出された書類は、審査以外の目的には無断で使用しない。

キ 選定後、選定結果は県ホームページで公表する。

ク 本事業は、令和8年度神奈川県当初予算において、事業予算が措置された場合にのみ事業化される停止条件つきの公募となる。予算が成立しない場合には、提案を公募したにとどまり、効力は発生しない。

10 審査・選考方法

事業者選定手続きは、次のとおり実施する。詳細は、「GREEN×EXPO 2027神奈川県出展運営等業務委託に係る審査方法及び評価基準」（以下「評価基準」という。）に示す。

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、次のアからエの項目により書類審査を行う。また、提出された企画提案書等の内容や、審査委員からの質問事項等について事前に問い合わせることがあるため、その場合には電子メール等にて速やかに回答すること。書類審査の結果及びプレゼンテーション審査の実施日時並びに場所は、令和8年3月17日（火）までに、GREEN×EXPO 2027 神奈川県出展運営等業務委託企画提案

書（様式7）に記載の連絡先に通知する。

- ア 参加資格要件を満たしていること。
- イ 提案価格が見積上限価格（委託料上限額）以下であること。
- ウ 提案内容が仕様書の要件を満たしていること。
- エ 提案価格の算出方法に誤りがないこと。

(2) プレゼンテーション審査

書類審査を通過した提案について、令和8年3月24日（火）（予定）に提案者によるプレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションに要する経費、機器（プロジェクター及びスクリーン以外）は提案者の負担とする。

(3) 提案者の選定

発注者が設置した審査会による評価結果を踏まえ、1業者を選定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

令和8年3月下旬（予定）に選定結果を応募者へ通知する。なお、選定後、選定された提案者を県ホームページで公表する。

11 契約手続

次のとおり、業務委託の契約手続を行う。

- (1) 選定された提案者（共同企業体による提案の場合には代表者）と、随意契約により本業務委託の契約手続を行う。
- (2) 選定された提案者は、発注者と事業内容・実施計画・スケジュール・収支予算等について協議を行い、協議が整った後、契約締結となる。
- (3) 本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約の際に提案内容の一部を変更する場合があり、それに伴う仕様の変更等については発注者と協議の上、対応すること。
- (4) 選定された提案者との協議が整わない場合には、提案次点者と同様の契約手続を行う。

なお、県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うこととしている。このため、委託先として決定され契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設ける。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者（神奈川県知事）が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者（委託先として決定された者）に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。